

長野県行政機構審議会 民間協働専門部会（第5回）議事録

開催日時 平成20年5月15日（木）午後1時30分から
開催場所 県庁西庁舎110号会議室
出席委員 矢嶋部会長 石田委員 表委員 勝山委員 坂井委員 中村（高）委員
中村（雅）委員 堀委員
県出席者 浦野総務部長 勝山病院事業局参与 藤森行政改革課長 北原病院事業局次長
岩嶋病院事業局次長 ほか

1 開 会

（行政改革課 井出課長補佐）

定刻になりましたので、ただいまから、第5回長野県行政機構審議会民間協働専門部会を開会いたします。本日はおおむね4時終了をめどにさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議事の進行につきましては、要綱第4の規定に基づきまして、矢嶋部会長にお願いをいたします。

2 議 事

（矢嶋部会長）

それでは私の方で議事を進行させていただきたいと思います。ご協力をお願いいたします。

前回までの会議におきまして、県立病院が直面しているさまざまな課題と、その解決に適した組織形態ということで、比較検討のご議論をいただいておりますが、この中で、独立行政法人については、まだ先行する事例も少ないのが気がかりだといったような意見も出されております。本日は岡山県の精神科医療センター理事長、中島豊爾（なかしまとよじ）さんにお越しをいただいております。岡山県では、19年度から県立病院の法人化が実施されておまして、これでちょうど1年あまりが経過したわけでありまして、本日の日程の最初に岡山県の状況につきまして、その事例をお伺いしたいと思います。それでは中島先生、どうぞよろしくお願いいたします。

（行政改革課 井出課長補佐）

それでは私の方から、先生のご経歴の方を紹介させていただきたいと思います。先生は昭和47年に岡山大学をご卒業後、同大学付属病院などで勤務をされていらっしゃると思います。その間、昭和52年から2年間、カナダ、ブリティッシュコロンビア大学で2年間、研究医をされていらっしゃいます。

平成10年に、岡山県立の精神科病院であります岡山病院の院長にご就任され、病院の独立行政法人化に伴いまして、平成19年からは、地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの理事長、院長を務めていらっしゃいます。またあわせて、全国自治体病院協議会の副会長として、岡山県だけでなく、全国の公立病院の経営改革をリードしていただいているところでございます。それ

ではよろしくお願いいたします。

(1) 運営形態を変更した他自治体の状況について

講演 「地方独立行政法人化による経営改革」

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター理事長 中島豊爾氏

(講演及び講演に関する質疑は別ファイルをご覧ください。)

(2) 県立病院の運営形態別の比較検討

(矢嶋部会長)

少し予定の時間より早いのですが、おそろいですので会議を再開したいと思います。県立病院の経営形態の比較検討につきまして、特に今回は、幅広くさまざまなご論議をいたしました。いろいろなやりとりがございましたので、論点整理ということで、事務局でまとめていただきました。まずその説明をお願いしたいと思います。では事務局の方で。

<資料2、2-2、2-3について、岩嶋病院事業局次長から説明>

<資料3について、藤森行政改革課長から説明>

(矢嶋部会長)

資料説明は以上ですか。ご苦労さまでした。それでは資料説明等を踏まえまして、委員の皆さんから、ご質問、ご意見をお出しいただきたいと思います。既にこの審議、昨年11月から始まりまして半年ほど続いているわけですが、遠からず一定のまとめへと持っていくようになると思いますが、そんなことを念頭に置かれまして、今日の資料を受けた形でご議論をいただきたいと思います。

いくつか論点を改めて整理をし直したもので、それから国の状況ということで、大学病院、国立病院の改善事例、それから現行制度上の具体的な制約について説明があったわけでございます。坂井委員さん、現行制度上でもうちょっと改善できないかというご意見が前回あったと思いますが、これとの関連、何かご意見ございますか。

(坂井委員)

今日、説明いただきまして、現在のこの地方自治法という法律の中では、難しいということではないでしょうか。

(藤森行政改革課長)

地方自治法でありますとか、地方公務員法でありますとか、そういったところで制約を受けていると。したがって、県として、独自に何らかの措置をするということがなかなか難しいということでございます。

(坂井委員)

それをお聞きした中で、現在、いい方法は3つ選択の中でどれにしようかということになってしまうと思うんですが、私が、前、お尋ねしたのは、今のこの地方自治法の中で、何とか県立病院としてやっていくには非常に制約がある、しかし、その中で長野県独自で何とかできることはないのかなと思ったわけです。

正直な話、本当にこの狭い(規制の)中でよくやってこられたなというのが実感です。忌憚のない意見ということであれば、国ではこういうことをこうやってかんじがらめにしていいのかなというのが、いろいろお聞きした中での今の私の感想です。

(矢嶋部会長)

ありがとうございます。こうやって整理をしてみますと、この地方公務員法上の制約、あるいは地方制度上の制約というのはかなりあるなど、私も強く感じたんですが、まだ、今日結論を出すわけではありませんので、引き続きまたいろいろご議論をお願いしたいと思います。

それから勝山委員さん、前回ご欠席になったんですが、前回の状況をごらんになったり、今日の資料説明、あるいは先ほどの岡山の例を受けて、ご感想、ご意見等ありましたら、ちょうだいできますか。

(勝山委員)

今、説明をいただいた中で、資料3に関して、いろいろ諸制限の話がありますけれども、まさに問題点がそのものだなと思って、このすべての項目に対して、私は何らかの対処をする必要があると思っております。現状の段階へいくと、それに対応する方法は何かということになると、答えが一つ明確になってくるのかなと思うわけです。

むだなことを言ってもしょうがないんですけども、基本的に国とか地方行政の仕事というのは、国民を守るということが、本来一番やらなければいけないことなので、医療もその一環だと考えると、本来これは、民間の病院がありますけれども、行政がかかわる医療というのはあるべきであって、これは守っていかなければいけないというのは大前提にあると。それで最近の話の中では、一方で国民の税金をむだ遣いみたいな話があって、そうすると、今度資金、金にまつわるような話に転換されていくというのはあるんですけども、その前に大前提があるはずで、その中では、でも国民の税金を有効に使うこと、これはまたもっともであると。いろいろ聞いていけば非常にむだなこともあって、この資料3のところは、まさにこんなに意思決定が遅ければ、いい仕事なんかできるわけがないというのが、そのまま何で残っているのかということが非常に大きな疑問になるわけです。

そういう意味でいくと、公平・公正な社会を実現するという意味では、今できるところでいい方法を選択していこうということの姿勢で検討していくべきかなと思っております。行政そのものとか、今、問題になっていることを全部変えればいいじゃないかとは思う一方で、現実的なところの対応は必要かなと思ってます。まさに資料3というのは、民間から考えると考えられないというのが率直な感想であります。

(矢嶋部会長)

ありがとうございました。医療の根幹に触れるようなご感想がありました。例えばイギリスの医療というのは、かなり税負担でやっちゃっているんですが、だれかわかる方はいますか。税じゃないですか、そのもの。病院事業局で欧米事情に詳しい人はいませんか。当面の課題ではないから、またわかったらあとで教えてください。

それから中村(雅)委員さん、前回の部会で、先行事例の話がされたんですが、今日、岡山の話聞いたんですが、理事長さんの講演を聞いたところでまたご感想あればちょっと教えてください。

(中村(雅)委員)

これから、この部会でも検討していくに当たって、非常にいいお話がお聞きできたんじゃないかという感じがいたします。

(矢嶋部会長)

ありがとうございました。表委員、別の観点から、前回、問題点を指摘されましたけれども、そういう脈絡でいうと、今日のお話とか、今日の資料とか、その辺どんなご意見をお持ちですか。

(表委員)

前回の委員の質問に対する勝山参与のご答弁で大体了解はしたつもりであります。病院経営のプロパーが育てられていないという、そして得られていないといった勝山参与の指摘というのは、ある意味では、私にとっては非常に衝撃的であったと。そこまではないというふうに私は思っていたんですけども、現場の責任ある立場にいらっしゃった方からそういう評価を伝えられたというのは、これ非常に大きなことだと思うんですね。そして、今日のように非常に複雑化、高度化、多様化している病院現場において、病院経営をいかにして維持していくかということに関して、それに携わる、特に事務方のプロパーとしての能力をどう高めるか、これはある意味で喫緊の課題の一つではないのかなという印象を受けました。

そして今日の報告を聞きながらも、岡山の場合には、まさに院長が5年かけて、ある意味で頑張られた結果だろうと思いますけれども、それを院長1人にさせるものではなくて、やはり事務管理者を含めた形でのチームとして病院経営に携わらないと、非常に将来に向けても厳しいものがあるだろうと、この力をどう高めていくのかということ、組織改編をもしするとしても、非常に重要な課題なのかなと私は理解をいたしました。

(矢嶋部会長)

ありがとうございました。中村高弘委員、いろいろ意見たくさんあると思いますが、少しいかがですか。

(中村(高)委員)

今日の講演でも、もちろん傾聴すべき点は多々あったと思います。ただ、今日の出されている資料も含めて、この病院の問題が、財政至上主義というか、経営至上主義というか、そういった

嫌いがあるのではないかと考えています。国立病院機構の評価結果を見ても、経営が改善されたという評価はあるんですけども、地域の医療がどうなったのかという評価はどうかと、これが独法の評価結果の視点なのだろうかと思います。うまくいっているのであれば、上田の長野病院のお産受け入れの休止というような検討がなぜされるのかということだと思います。大学病院が劇的によくなったということなんですけれども、それは地域の病院とは、やはり質的には違う側面があるのではないかとはいえます。

それで、経営的なことで、独法になれば早く判断ができるということなんですけれども、確かにそういった側面は、今の病院を取り巻く状況の中では必要な面ではあるということ、それは私も認めるところなんですけれども、しかしそれだけでいいのかと。医療というのはやはり社会保険の制度ですよね、社会保障制度の重要な根幹になっているわけでありまして、そこにはやはり民主的な統制ということが必要だと思えます。

先ほど表委員も若干おっしゃっていたかと思うんですけれども、自治体病院というのは、議会の関与とか、そういったことでの民主主義の実現ということがされることだと思いますので、そういった観点も、確かにその経営する側からは面倒だったり、遅くなったりということはあるかもしれませんが、見逃してはいけないのではないかとはいえます。その上で、公的なものが、健全化や財政というようなことだけで見ていくと、短期的には財政が改善されたり、病院でいえば収入増が図れるかもしれないんですけれども、社会保障構造改革といわれるような中で、本当にそのことがずっとそれを担保できるのか、財政的なことなどを含めて、さらにその効率化、財政健全化を求められることにはならないか。その場合には、今、論議をされている中で、合意とされている、この資料2-1でおおむね集約されている事項ということも、それが後景に追いやられるんじゃないかという危惧はあります。

ちょっと話はずれるかもしれませんが、格差と貧困が、今、広がっています。これは、本来行政が行うべき安全・安心の社会づくりということでは、逆の面だと思いますが、この一つの要因としては、労働法制の連続改悪ということで非正規がうんと増えていることが挙げられます。この前もNHKの特集でやっておりましたが、セーフティネットがなくなりつつあるということをおっしゃっているわけです。そういう中で、病院にかかっている人たちも保険にかからないで、より重篤化したりということも報道されてはいたしましたが、そういった側面がありはしないかと。そういった点で自治体の役割、お金がなくてもかかれる病院を残す。住民の命と健康を守るという優先されるべきものが必要だという点で、自治体病院の役割は必要だと思います。

現在、独法なりということで、今日もお話を聞いたんですけれども、検証ということについて、まだ始まったばかりで、本当に検証がされているか、あるいは、されるかどうかというのはわからないわけです。一たん、例えば非公務員型の独法などにしてしまえば、それを公務員というか、県の直営などに、本当にそれを戻すことができるかということについては危惧をされると思いますので、そこは慎重にあるべきだと思えます。そういった観点もぜひ最後の結果を出す段階では、検討した上でやるべきではないかと思えます。

(矢嶋部会長)

ありがとうございました。大事な点、あるいはご懸念があったと思います。今の中で、例えば国立病院、大学病院の資料の中で、地域医療への貢献がどうだったのかというような点は、確か

にないんですね。そんなのが次回あたりに、もし資料として出せればいいかなという感じがいたします。いろいろな意見を酌んでいただいて、次回につなげていきたいと思います。堀委員さん、何かございますか。

(堀委員)

確実に高齢化と少子化というのは、これからますます進んでくると思っております。そうした中で、この病院のあり方というものが、県民のためだからある程度赤字でも仕方ないという残し方というものは、本当にこれから許されていくのだろうかということを考えれば、必要であっても、やはり県民が納得した改革をした中できちんと残していくというようなことを進めて、これだけ改革をして、こういう形でやったから残していくということを、きちんとこの部会の中では検討を進めるべきではないか、その上で残すということじゃないとまずいのかなという感じが1点であります。

それともう1点としましては、やはり職員のモチベーションをどう上げていくか。企業であれば当然モチベーションをどう上げていくかという制度、これが非常によい医療につながると思うんです。モチベーションを上げていくためには、やはりある程度グループのリーダーとか、看護師のリーダーとか、その人たちに権限だとか、評価だとか、そういう権限をきちんと与えていくことが必要。みんなが同じようなレベルの中で並んだような人事制度がいいのかどうかということだと思っておりますので、ある程度権限を与えていって、よくやった人は褒めてやるということをしきんとやっていって、よりよい医療体制をつくっていくことが重要ではないかと。そういう部分でのこの人事制度というものの見直しをしていくことが一つ、1点であろうかと思っております。

それともう1点といたしましては、経営ということで考えていきますと、病院の今の院長さんに、この経営という部分を含めた改革を任せていくことが本当に可能でできるのかどうかと。ですから病院の経営という部分で、今日の講師の方のようにできる人もいますし、なかなかそれが難しい人もいますので、やはり第三者というか、そういうところと県と一緒にいろいろな部分の改革を進めていくことが、県民に納得した改革につながっていくのではないかと。3点でございます。以上です。

(矢嶋部会長)

ありがとうございました。それでは最後に石田委員さん、お願いできますか。

(石田委員)

先ほど坂井委員から、今までこれだけ手足を縛ってどうしていたんだというご意見もありましたが、平成15年までは、一応、一般会計とは違った形で地方公営企業というのをつくって、かなり自由度のある経営ができるようにしていたわけですが、そうはいつても地方団体の一部でございますので非常に限界があるということで、そういう厳しいご指摘があったかと思えます。国の方も制度を改正したのは、平成15年度から地方もそういう制度ができるように、独立行政法人制度をつくったわけですが、つくったときも、県民の医療を守ったり市民の医療を守るのは、最終的には地方公共団体の責任になりますので、そういうことはしっかり押さえた上で、できる

だけ民間的な手法を導入して、今、堀委員が言われたような形での自由度も増した方がいいんじゃないかというんですが、ただ、公的な関与はどうしても必要だということを前提にこの制度はでき上がっていますので、全く自由につくっているわけでは今のところないわけです。そういうことを踏まえて、できるだけ自由度を増した形でやったということになるかと思えます。

ただ、これをやるにしても、先ほど堀委員の言われたように、経営意識の高い人が、今、来られた中島先生ですか、ああいうようなすばらしい、経営意識の高い方がしっかり運営していかないと、なかなかできないでしょうし、そのためには民間のいろいろな知恵が必要になるかとも私も思っております。

次回でいいんですが、先ほど資料で説明された独立法人国立病院機構の損益計算書のところで、18年実績を見ていると、いきなり減価償却費が激減しているんですけども、これが経営状況にはプラスになっていると思うんですが、この辺のところの経緯がわかれば、また次回教えていただければと思います。

(矢嶋部会長)

その点いいですか。次回事務局で整理してお願いします。ひとわりご意見いただきまして、この案件につきましての論議も約半年たちましたので、次回、6月になるか7月になるか、またご日程を調整していただきますが、事務局で今までの論議をある程度交通整理、集約をして、そんな資料も出していただいたりして、次回以降に、部会としての方向性みたいなものをまとめられればなと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

この問題につきましては、本日のところはこんなまとめにしたいと思いますですが、よろしゅうございますか。

(3) 民間委託を検討可能な業務について

(矢嶋部会長)

それではまだ議題もございませう。前回、民間委託等が可能な業務の調査結果についてご報告をいただきましたが、前回の論議を踏まえての、県の考え方を改めてまとめていただいておりますので、事務局から資料説明をお願いしたいと思います。

<資料4について、藤森行政改革課長から説明>

(矢嶋部会長)

ありがとうございました。それでは委員の皆さんから、ご質問、ご意見等ございましたら、お出しをいただきたいと思えます。

(中村(高)委員)

前回も少し意見を出させていただいて、私が述べたところも、前回までの意見ということで出されていますけれども、こういったことに限らず、民間委託可能とされる業務の中にも、よりもっと検討しなければいけない内容というのは含まれていると思えます。この類型化をすること自

体をだめというつもりはありませんけれども、民間委託の推進ということについては、やはり一定程度の基準なり考え方を、対象とされているところの意見を聞くとか、そういったことの中でやるべきであると思います。

ここの民間協働専門部会で与えられているのは、この類型化をこういう形でやっていくということであって、具体的な業務のそれぞれを委託をするということをご自分で決めるということではないということをご確認しておきたいと思っております。

(矢嶋部会長)

それでは事務局をお願いします。

(藤森行政改革課長)

実際、具体的に進めていく上では、関係者との調整も当然必要になってまいりますので、ここではこういった基本的な考え方についてご議論いただければということでございます。

(矢嶋部会長)

よろしいですか。ほかの委員さん、いかがですか。

(表委員)

書き方としてはこういう書き方しかないのかなとも思うんですが、「2 今後の民間委託等の推進に向けた基本的考え方」の視点のところ、「サービスの質の向上が図られる」とありますが、これ非常に、私、積極的に評価したいと思うんですね。民間委託をするときに、人がそれによって向上していったということ、前向きなというか、前進的な視点というのは非常に重要だと思っております。(4)の留意事項のところ、「サービスの質の確保」とあります。「これはもう下げないんだぞ」という歯どめだというふうに理解をして、多分こういう書き方しかないのかなという、基本的考え方の、向上が図られるというニュアンスをどう表現をすればいいのかというその辺、せっかく何らかの基準で表現をするのであれば、その辺どう表現するのが一番、県民にとっても、前進しながら民間委託をしていくんだということの言い方、これはある意味では、中村(高)委員が心配されている内容の担保の問題にかかわってくるのではないかなと思っておりますので、その辺の考えをお聞きしたいと思っております。

(矢嶋部会長)

事務局でいいですか。

(藤森行政改革課長)

少なくとも、最後に書きました「サービスの質の確保」というのは、これは当然下げてはならないというのが必須の考え条件であると思っております。その上で、民間委託を実施するかどうかの視点ということで5つ挙げさせていただきました。この視点をすべてクリアしないと行けないかどうかということではなくて、こういったそれぞれの視点で見て、なおかつ3ページで書きました留意事項もクリアできるというようなものを、具体的検討していったらどうかという趣旨

で、このような表現にさせていただいております。

(矢嶋部会長)

よろしいですか。ほかの委員さん、石田委員さん、どうぞ。

(石田委員)

最後の留意事項のところなのですが、この から というのは、優先順位でもついているんでしょうか。これ優先順位がもしついているとすると、この「守秘義務の確保」というのは、2番目ぐらいに来ないとちょっとまずいのではないかと思うんですけど、対等であれば別に構わないんですけど。

(矢嶋部会長)

どうですか。

(藤森行政改革課長)

確におっしゃるとおりだと思います。特に「サービスの質の確保」というのは、これは重要だろうなということでありました。特に、順番についてはそれほど考慮していなかったのは反省をしているところでございます。以下については、特に優先順位はなかったんですが、その辺は考慮をさせていただきたいと思います。

(矢嶋部会長)

これもやっぱり一定の哲学が必要だから、きちんともう一回整理して、並べ直してください。

(勝山委員)

前回欠席をしましたもので、今まで参加させていただいて、ずっと県立病院のことを主にやってきているので、今日この話が出てきている民間委託がどうのこうのというのを、考え方を理解しろといっても、今までこの部会でやってきている(議論と)直接関係しないと考えていいんですか。何でこれを納得する、しないという問題が出てきたのか。

(矢嶋部会長)

一応つながっているんですね。説明してください。

(藤森行政改革課長)

専門部会では民間との協働ということで、ご意見をいただくということでございます。民間との協働というのは、いくつかあると思っておりまして。先ほどの独立行政法人化であるとか、指定管理者制度というのも、その一つではございますし、民間委託というのも一つの手法であります。そういった民間協働について幅広くご議論いただくというのがこの部会であるわけですが、そうはいても、テーマを絞らなければいけないということで、とりあえずは県立病院の経営形態をどうするかというのと、民間委託をどうするかというのを、この専門部会でご議論

いただくとのことです。

(矢嶋部会長)

この民間委託について、個別に具体的に出てきたのは前回からですよ。話題としては前からあったけれども。

(勝山委員)

医療、教育という問題と、この例えばという類型をされている中身の業務というのは、全く違うという要素が非常に多いもので、これを一律パツと言われても、これは、それでは基本的にみんな共通ですからいいですよ、という話にはならないと思います。

(矢嶋部会長)

これは、最終的なまとめでは、県立病院部分と、一般的なこの委託部分の二本立てになるという考えでいいんですか。

(藤森行政改革課長)

そうです。

(矢嶋部会長)

ということをお願いされているということですね。まだここで議論が終わるわけではありませんので、また次回じっくり議論をいただきたいと思います。ほかに、坂井委員さん、どうぞ。

(坂井委員)

先日もご質問したんですが、各部局からこの部門についてはどうだろうと出ているようなんですけれども。実際に現場で、これはもう民間でやって十分大丈夫という、そういう意見がはっきり出ているのでしょうか。

(藤森行政改革課長)

前回、調査をいたしましたときには、基本的にはこういう考え方で調査をいたしました。民間委託ができないものは何かと、それを除いた業務というのはどんなものがあるかと。特にその民間委託ができそうなものということで、幅広く調査をいたしました。したがって、「では具体的にもうこれは既にできるよ」と考えているものもあるのかもわかりませんが、基本的には、そういう幅広い拾い方をさせていただきまして、実際に、ではこれをすぐにできるかどうかというのは、これからの個別の検討に任せなくてはいけないと考えております。

(坂井委員)

類型化の中では、なるほどという部門もありますが。実際、現場の中では、どうしても業務の中で、今までの継続が必要であるということもあるのではないかなと思います。その業務が、県民サービスなり、住民サービスなり、基本的な考え方にきちんと乗っていくのなら、民間委託

も必要なというふう思うんですけども。具体的なことに関しては、我々がここに挙がっているものをそのままいいですよと言えるかどうかというのは、難しいと思っています。

(矢嶋部会長)

個別の事務そのものは、全くその都度、この基準に当てはめて、一から検討し直すということですね。だからこの基準の段階では、これ、いいとか悪いとかというのは出てこないということですね。ただ、おおむねこんな交通整理をしながら個別に詰めていくということになるということでしょうか。ほかによろしゅうございますか。

(中村(雅)委員)

1点。最後の(4)留意事項の で、「競争性・透明性の確保」を挙げられておりますが、確かに委託先の長期固定化、業務の独占が生じない措置、これ非常に重要だと思います。一般競争入札というようなことかと思うんですけども。ごく少額のものまで、すべて一般競争入札するのかどうかと思いますので、国の方では官公需法(官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律)という法律もあり、商工労働部の産業政策課で担当されている職員の方もいらっしゃると思いますので、地域要件を設定したり、地域の中小企業にも仕事がいくような形で考えていただければと考えております。以上です。

(矢嶋部会長)

その点、もし制度的な仕組み、わかっているればお答えいただけますか。言っている趣旨はそのとおりだと思うんですが。

(藤森行政改革課長)

それでは制度的なものは次回また出させていただきます。今、委員からご指摘いただいたものは、おっしゃるとおり大切な視点だと考えております。

(矢嶋部会長)

ではよろしく願いいたします。ほかにはよろしゅうございますか。

(勝山委員)

今、中村(雅)委員さんの競争性と言ったんですけども。大事なところでは、あまり競争したら、受ける業者はありません。さっきの長期契約ができなければ全く意味がないとか、仕事の種類にもよるけれども、この仕事をやるために100人の人間を新たに雇ってやるというときに、「1年たったらお宅にはいきません、こちらにいきます」といったらやりません。

だからこの中には、多くは、いわゆる外に出せる、出せないではなくて、やる必要があるかないかという問題で、やる必要があるものは、出すことよりも中で効率的にやることを考えるという方が改革です。

(矢嶋部会長)

その辺を含めて、次回よろしくお願いします。

(勝山委員)

民間では自社でどういかにやるかということを考えます。自社でいかに効率的に安くやるかを考えると、外へ出したら信用できないじゃないですか。自分たちでやるのが確かなんです。そういう視点もやはりある程度必要です。

(矢嶋部会長)

ありますよね。それでは時間も大分経過しましたので、この問題につきましては、部会としても大筋は今回の資料の考え方に基本的に沿って、民間委託等を適切に推進をしていただくことがいいのではないかなというような方向で、さらにまとめの議論に進めていきたいと思いますが、そんなことでよろしゅうございますか。また次回、今日の疑問点、ご意見を含めた資料をお出しいただければと思います。ありがとうございました。

(4)その他

(矢嶋部会長)

時間も大分経過をいたしまして、既に3時間になろうとしておりますが、本日、用意をいただいた議題については以上でございます。では次回の予定について、事務局からお願いします。

(行政改革課 井出課長補佐)

今回は7月に開催をさせていただきたいと思います。日程につきましては、皆様のご都合を調整の上、改めて通知をさせていただきたいと思います。本日、机の上に、ご都合について記入いただくように紙を置いております。ここでおわかりになる方は、お帰りがけに私どもの方までいただければ結構でございますし、改めましてメール、電話等でお知らせいただいても結構でございます。

3 閉 会

(矢嶋部会長)

以上でございます。大変長時間ありがとうございました。それでは、以上をもちまして本日の専門部会を終了させていただきたいと思います。長時間にわたりご協力をありがとうございました。